

平成23年度第3回滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成23年(2011年)11月28日(月)9時00分～11時00分

場 所 大津合同庁舎 3-A会議室

議 題 1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(1) 「三洋堂書店近江八幡店」の新設届出に係る審議について

(2) 「ミドリ大津店」の変更届出に係る審議について

2 その他

出席委員：井上委員、小川委員、小野委員、恩地委員、金谷委員、川村委員、八軒委員

(五十音順)

県出席者：中山商工観光労働部次長、木村商業振興課長、田中参事、吉野主幹、小島主事

[議事概要]

1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

○事務局：「三洋堂書店近江八幡店」、「ミドリ大津店」の届出について事務局資料に基づき説明

○会長：はい、ありがとうございました。

ここまでの説明で、何か質問等ございますでしょうか。

○委員：今回の審議の対象と少し外れるのかもしれないのですが、ミドリのほうのご説明で、入り口①を閉鎖することに対して、届出上は閉鎖してないけど、今ふさいでいるという状態のものを、届出上もふさぐということにするというご説明があったのですが、それは入り口を完全にふさいでしまうという話なのか、それとも単なる手続上の話なのか、そのあたりは何か実体的な違いがあるのですか。

○事務局：先ほど見ていただきました内容の蛇腹で閉める形では、今後も同様ですけれども、届出上も閉めるという形になります。

○委員：書面上のお話と。

○事務局：はい。

○会長：ほかに、ございませんか。

それでは、三洋堂書店近江八幡店の建物設置者から説明をお願いしたいと思います。

#### 建物設置者からの説明、質疑応答

(1) 「三洋堂書店近江八幡店」の新設届出について

○会長：本日はお疲れさまです。

それでは、三洋堂書店近江八幡店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に10分程度で説明を、よろしくをお願いしたいと思います。

○設置者：よろしく願いいたします。

生活環境の件につきましては、県警察生活安全企画課のほうからご意見をいただきました県内の書店での万引き事犯が多発しているということから、万引き等につきまして、積極的に対策をお願いしたいという声もいただいております。

それで、三洋堂書店のほうでも、既に、レンタルですけれどCDやDVDなど高価なものに対しましては、万引きの防止機器、そのまま入り口のほうに行くとブーとブザーが鳴ったりするようなものも設置しております。あと、出入り口等につきましても、お客さんが入ってきたか視認できるカウンターの設計とか、そういうことに配慮しまして対策を行っていきたいと考えております。

それから、地元説明会のときに、お客さんが増えたりすると出入り口等で事故が起こるんじゃないかという、そういう心配の声もありました。その辺につきましては、近江八幡署のほうからも、今回の件については、そんなにお客さんが大幅に増えるようなことはないでしょうというお話だったのですけれど、状況を見て、交通誘導員の配置なども適時対応してほしいというお話でしたので、状況を見まして、その辺を柔軟に適時対応していきたいと考えております。以上です。

○会長：以上ですか。

そしたら、今の説明を受けまして質疑に入っていきたいと思いますが、質問はすべてこの場でお願いしたいと思います。

質問のほう、よろしく願いします。

○委員：ご説明ありがとうございます。今の中で、出入り口の事故のお話が少し出ていましたけども、事前にいただいた資料ですと、3カ所ほど出入り口がありまして、いずれも左折・右折両方で出入りするというような誘導の計画になっていると思うのですが、私、現地の場所の詳しいことはわからないのですが、数字を見た限りでは、それほど交通量が多くない道路だとは思っています。

こういった店舗の出入り口で、右折で入出庫するときに交通事故が起こったりとか、あるいはこれは交差点の近くですので、右折待ちをして渋滞の原因になったりということが起こり得ると思うのですが、現在既に営業されていて、そういった問題がないのかということ。

あと、今後、もしお客さんの数が増えて問題が起きるようなことがあった場合に、なるべく左折で入出庫していただくような誘導が可能なかどうかというあたり、ちょっとお伺いできればと思います。

○設置者：会社のほうからご返事を差し上げたいと思うのですが、警察とか何かでも、こういう設備のご説明をするときは、必ず左折入庫・左折出庫で、要は左へというご指導をいただくことは十分承知をいたしておりまして、我々としても交通事故というのは、商売の部分でいくと一番イメージの悪い部分でございました。あそこで要するに、事故が起きたとか言われるのが一番望ましくない商売のパターンでございますから、重々承知はいたしております。

この店ができてまして実は既に十一、二年たっております、その辺でも大きな部分が始まるというのはありません。交通信号がございますので、信号のタイミングを間違えると、先生がおっしゃるとおりで危険はあるのですが、逆に信号待ち的な部分でいくと、比較的、とまるという部分でもございます。

今までの部分でいけば比較的事故もなく、結果として、所轄からも「とんでもない」とはおっしゃらなかったのも、ほっとしているレベルです。ただし、おっしゃるように、事故が頻発するというふうにやられると、とてもじゃありませんけど、（事故が）起きるようなことがございますれば、おっしゃるように、私どもの店でもほかのところも左折にしてくださいとか、足元に矢印の大きいやつを入れるとか、そういうことは、ほかのお店でもご要望のある部分はやっております。

ただ、商売上からいくと、この前の道が一番厳しいわけですが、できれば右折の

ままで、うまく見えるようにということで、表のほうにも看板も立てておりませんし、なるべく外から、車が入ってくる、寄ってくる、そこら辺が見えるようにというふうを意識はしております。

○会長：よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見等ありませんか。

欠席委員から意見が出ていまして、届出者が秋村組さん、それから小売業を行う者が三洋堂書店さんということで、防犯体制という点では、責任体制の主体はだれになるのかといった質問です。

○設置者：これは、三洋堂書店だと理解しております。実は設置者が秋村組さんになっているのは、持ち主が秋村組様でございまして、建て貸しをしていただいております。ですから、私どもの店舗を営業させるためにといたしますか、そのために秋村組で敷地を借りていただいて、建てていただいております。それで、建てたものは我が社の仕様で建てております。

ですから、秋村組さんは家主ではいらっしゃるわけですが、責任はおまえのところで負えよという形になっております。我々としても、そういうような部分では企画・運営をするといいますか、先ほどの出入り口の話もそうですけども、そういう意味合いから、建物の中まで我が社で責任を事実上負うものであるというふうに理解をして、今までも運営をいたしております。

設置者は、法律上の形は秋村組様が持ち主ですから、そうですけど、お借りしている間は我が社で全面的に責任を負う形で、今までも運営をいたしております。今後もそのつもりでございます。

○会長：事務局のほう、そうなると、設置者のほうなのか運営主体なのか。最終的な責任というのは、申請するほうではないのですか。

また確認をしたいと思えます。

いずれにしても、実質的な責任者は三洋堂さんが。

○設置者：我が社ということでございます。それは間違いないということで。

○会長：やられるとしても、最終的なところはちょっと確認が要るかもしれません。

○設置者：はい。ただ、本件の部分も秋村組様に適宜、進捗状況もお知らせもいたしておりますし、御存じない形で進んでいるわけでもありませんので、そういった点ではご心

配ないと思っていただきたいのです。

○会長：わかりました。それを踏まえて、また考えたいと思います。

もう一つ、欠席委員から意見がありまして、夜間の規制基準は大幅に上回っているということがあります。少なくとも住宅側の敷地境界において、規制基準以下となるよう騒音対策が必要だということ。

それから、近隣に小規模な深夜営業店舗が存在するということで、現状苦情が発生していないということですが、大規模店舗になると考え方は変わるので、たとえば通常の営業をしていたとしても、やっぱり適用される法律が変わりますので、大規模店舗としての責務を免れる根拠とはならないということです。20時以降の営業を行うのであれば、小規模店舗のまま営業を行うべきであるという、これは欠席委員からの意見ですが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○設置者：確かに欠席委員様のおっしゃるように、計算でいきますと騒音の基準値を超えている状態ですけど、今のところ、この届出書にも書かせていただいているんですけど、近隣の住居とかマンション等からは苦情は発生していない状況です。

それから、すぐ隣に、翌2時まで深夜の営業をしている飲食店も立地しておりまして、うちの三洋堂だけ出入り口を閉めるという、ちょっと不自然な状況にはならないように、できたら、今までどおり運用させていただきたいというのがあります。

対策としましては、出入り口付近ではどうしても音が大きくなってしまいますので、一旦停止とか、徐行をできるだけ緩やかにしていただくように呼びかけて、営業は0時まで、出入り口は0時半まで開けるようにしているのですけれども、なるべく、営業が終わる0時まで素早く退店していただくよう呼びかけるという対策は行っていきたいとは思っています。

○会長：ありがとうございます。ただ、適用される法律が変わりますので、それだけはやっぱ実際上ありますので、その辺のことはしっかり認識していただきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問。質問はすべてこの場でお願いしたいということになります。

○委員：自動車学校がそばにあるのですけど、自動車学校って路上教習されますよね。その路上教習される車は、このあたりは通らないのですか。路上教習の車が私のうちの近所もよく通るのですけど、右折のとき、すごく時間がかかったりしていますよね。そういうのもあるし、そういうこととか何か。

○設置者：教習所のほうに確認は、ごめんなさい、ちょっとしていないのですけれど、二日ほど現地にずっと張りついていたときには、余り教習所の車は見かけなかったのですが、確認はしてみます。

○委員：これだと、教習所の車がどこから出入り口するとか、よくわからない。

もう一つは、右折で店に入ろうとすると、どうしても騒音の原因にもなると思うので、出入り口が3カ所あるのだから、やはり左折入出庫を推奨するような方法にしたほうが良いような気がするのですけど。

○会長：現状では右・左折両方できるようになっていますけども、それは先ほども確認したかもしれませんが、滋賀県警とはその辺は調整済みですか。

○設置者：はい。

○会長：ただ、左折イン・左折アウトを原則とするのが基本ですけども、店舗の利用者への呼びかけというのは、具体的にどのようなことをやられていますか。

○設置者：基本的には、今までそれほどの意識はないというか、だれもぶつけないという部分もあって、それほどはやっていないのですけど、明確に警察から、退出は右折を抑制するようにしなさいというご指示をいただいている部分については、道路標示と、物によっては標識をつけています。

要するに、右側に赤い線を入れて、バツ印をして、こっち側だけですよとか、そういうふうなことはしています。入られる部分にしても、入られる部分というのは現実には入らないでくれという部分。ただし、それは2つある部分にはなるわけですけど、そういうふうなものはマークをつけるとか、ご指示がある部分は個別には従っておりますので、個別に今後、同じようにやるべきであるとおっしゃれば、つけざるを得ないといえますか、おつけする部分はして、社内的にもコンセンサスを得るようにして、それから店の中でもそういうふうなご案内をするということになります。

ただ、3カ所ございますけども、店の作りからいくと3カ所が同じような条件の道ではありませんので、どこをどうするかという部分は考えないといけないところだと思います。影響とすると、はっきり言えば、交通量が全然違います。

○会長：今の店舗については、特に何もしていないけれども。

○設置者：今のところ具体的にはやっていません。正直言いまして、ご懸念いただくような前に並ぶほど実力が無いといえますか、通常3台、5台並んで、次の信号が切れるま

でえらいこっちゃというふうな部分が出てくるということが言われるわけですが、行ってごらんいただくと、書店はそういうふうな勘定は、はっきり言えばしないというふうな部分ではあります。右折で3台も並ぶみたいなことは現実には発生しないので、今までは放置したということでございます。

それも法律が変われば違うよと言われれば、そのとおりなので、ご指示とすれば、今までも経験がございますので、そういうふうな対応はさせていただきます。

○会長：今のところはそういう懸念がないので、特に対応していないけれども、今後、事故が起きてからでは遅いので、起きるような懸念が生じた場合、あるいは周辺住民から意見が出た場合は、速やかに対応をします。

○設置者：はい、それは十分お約束できる話でございます。

○会長：ということで、お願いできればと思います。

ほかに何かご意見とか、ご質問ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員：さっきの交通の話もあるのですが、私、騒音に関しては専門外なので、詳しいところは全くわからないのですが、計算上は基準値を超えているという箇所が何カ所かありましたね。

既に営業されているわけなので、実測値として、例えば現状はどのぐらいの値であるのか。それは、交通量が少し増えた場合にどのぐらい変化するのかというのは、ある程度現状のものとして出そうと思えば出ると思うのですが、計算式は多分、一般的な値をもとに段階を追って算定されていると思うのです。

そういう苦情がないということであれば、現状はどのぐらいであって、このぐらい交通量が増えても大丈夫とか、そういったことが示せれば、周辺住民への影響という面でも安心できるのかなと思うのですが、現状のデータというのは何かあるんでしょうか。

○設置者：はい。届出の中にございまして、中身の説明は何もしなかったものですから、大変申しわけありません。実は騒音の実測というのは一応やっております、その結果が、要するにオーバーしていましたという話を、こういう中でもしているわけですが、どこのページだったかな。

○設置者：現地の実測はさせていただいております、実測の写真はまた別のところにあるのですが、文章のほうで、資料2の22ページの上から4行、5行あたりに書かせ

ていただいております。

現地のほうで、実際どれぐらいあるのか測定しております、大まかに言いますと、50から60デシベルの範囲になります。それで、計算で出したものが21ページの下  
の細かい表になるのですけれど、一番高いもので71.5ほどになっております。実際  
測ると、これほどはないと。

今回お店を変えたことで多少お客さんが増えたとしても、これをとったのが夜間  
ですので、夜はさほどお客さんが増えないにしても、恐らく2、3デシベル増える程度  
だと思われます。確かに規制値が45デシベルなので、それを上回るのは間違いないで  
すけれど、現状としましてはここに出ている70デシベルとか71デシベルほどにはな  
らないという予測になります。

ただ、超えることは間違いないので、先ほど申しましたような対策は行いたいと思  
います。

○会長：現状、道路の反対側のほうでは苦情等は出ていないし、住居側のほうでも、かな  
り隣接していますが、そこも苦情は出ていない。ただ、基準値はかなり上回っている  
という。

○設置者：これは法律上の問題ですから、基準値で上回っていますと申し上げるしかない  
のですが、前の道路を走る車のほうが、そういった点でははるかに立派な音を出してい  
ることにはなるわけで、我が社の部分の音もオーバーするという点では、別に言われる  
話ではないのですけども、そういう綾があるからだとは思うのです。

要するに、周辺から静かにせよという苦情だとか、そういうふうな部分は今のところ  
は伺っておりません。

○会長：現状として、ほかの騒音もあるから仕方がないという論議はありません。

○設置者：そうですね。

○会長：基準法は基準法ですから。

○設置者：結果的に、我々のところが静かだからということでもないのかもしれませんが  
ども、要するに、外からの苦情は今のところ、営業の時間を変えろとか、そういうふう  
なご苦情はいただいてないということです。

○会長：ほかに、質問ございませんでしょうか。

○委員：一つ関連して。この上に3点ぐらい対策が書かれていますよね、店外の呼びかけ



とか、一旦停止状況とか。多分ほかの店舗なんかで、過去にこういう対策をされたんじゃないかなと思うんです。

ほかの店舗で騒音が大きかったり、あるいは苦情があったりしたときに、こういう対策をされて、一定の効果があるものなのかどうかというあたりを、お伺いできればと思うのです。

○設置者：実際、騒音で苦情が来るというのはほとんどありませんで、これに対応しているのは、ほとんどは立地法上で、どうしてもオーバーする部分なり何なりする部分があるものですから、そのために手続しなさいというご指示をいただいてやっている部分で、騒音でうるさいからどうこうしろというふうなものは、お店とすると具体的に受けた部分はあります。

お店で受ける苦情は、対応が悪いとか、いろんなことを言われるわけですが、周辺環境上で騒音とか、環境上の苦情というものは、ほとんど受けたことはありません。苦情は山ほど来るように仕掛けもしてあるのですけども、そっち側で来たことはほとんどありません。

○会長：そういった現状があるということですね。

○設置者：一応そういうことではあるのですけど、基準は基準でございますので、努力するように、こちらのほうもまた対応はしたいと思います。

○会長：ぜひお願いしたいと思います。

ほかによろしいですか。

質問がないようでしたら、建物設置者の方にはご退席いただければと思います。

ありがとうございました。

## (2) 「ミドリ大津店」の変更届出について

○会長：それでは、続いて、ミドリ大津店の建物設置者である株式会社エディオンさんから説明をお願いしたいと思います。

本日はお疲れさまです。

ミドリ大津店の変更届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

それでは、どなたからでもご説明を。

○設置者：届出書に沿った形での説明をさせていただきます。

今回の変更の内容は、営業時間の変更でございます。既存のエディオンとキタガワが10時から21時までの営業時間で、エディオン、キタガワに関しましては変更なしで、テナントに1店舗、株式会社フィリッジが入ることにより、営業時間を朝の9時から翌4時までという変更の届出でございます。

それに伴った形で、駐車場の利用時間帯が前後30分の形で、8時半から翌4時30分という形に変更したいという届出でございます。届出内容としては、テナント入れかえに伴う営業時間の変更でございます。

それに伴い、大きくは騒音関係が出てくるという話もありますので、届出の資料で言いますと、3ページ目、4ページ目が騒音関係のまとめになっております。昼間に関しましては、当然基準値内という形になっております。等価騒音レベルも基準値内という形になっていて、夜間最大値に関しましては、夜間の自動車走行音がございまして、どうしても車両出入り口で基準値をオーバーするという形で、規制基準が45デシベルに対して、65.7と。車両走行音が越しているという形です。ただし、実態する住居はc'地点でとらせていただいております。そこに関しましては46.2という形で基準値内ということで、実態としては大きな影響はないであろうというふうに判断したものでございます。

あと、夜間営業等々の部分もございまして、配慮としては、防犯対策等々、夜間営業に対しましても十分配慮したいという形と、照明関係も夜間に関しましては下方照明という形で、周辺への影響を軽減したいという形での、既存店の中での営業時間の延長になっておりますので、大きくは周辺への影響は少ないという判断の中で届出させていただいたものです。

簡単ですけど、以上です。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質問をお願いしたいと思います。質問はすべてこの場でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

一般的な質問になりますけども、欠席委員のほうからあります。営業時間が朝の4時までやる必要性ということで、どうして朝までやるかということについて、ちょっと教

えていただけませんか。

○設置者：近隣の競合店といますか、同業他社は夜遅くまで開いているところがないと。

それで僕も、うちで取り扱っている商材とかを買いに行ったり、売りに行ったりしたいときがあるのですが、仕事が終わってからだと、そういうところが少ないので、そういうときにお客さんに対して売り買いできるスペースを提供できないかということで、営業時間は夜の4時までとさせてもらっています。

○会長：そうですね。一緒に聞けばよかったのかもしれませんが、フィリッジさんがおやりになるお店の取扱商品は、日用・生活関連雑貨等となっていますけども、具体的に言うと、どんなものを扱われるのでしょうか。

○設置者：ゲームとかDVDとか、エンターテインメント性を重視した商材を主に取り扱っています。

○会長：これは他店舗でも同じようなお店を営業されておられるのですね。

○設置者：そうですね。

○会長：大体どういうお客様、参考に。

○設置者：主にファミリー。

○会長：朝の4時ごろまで、ファミリーの方が来られるのですか。

○設置者：21時以降ぐらいから客層が変わりまして、21時以降は若者になるのですが、見た目、若いお客さん方はあまりよくないので、一応身分証明書の確認とか一応強化させてもらっています。

○会長：何歳とか、決めておられるのですか。

○設置者：18歳未満であれば、一応お断り。

○会長：何時から。

○設置者：21時以降は。

○会長：18歳以下は入店禁止にしていると。

○設置者：はい。

○会長：朝の4時ごろまで、お客さんは来られるものですか。

○設置者：本当は店としては来てほしいのですが、今のところ、まだそこまで来られていないです。

○会長：わかりました。

ご質問、何かありませんでしょうか。

○委員：今回、3つあるうちの一つだけが深夜ということで、いただいた図で言うと、表側の駐車場だけを夜間は開けるという、そんな計画だと思うのですが、全体のお客さんの数からして、これだけの台数でも特に問題はないのだろうとは思いますが、駐車場の台数として表側だけの台数で大丈夫なのかということ。

あと、これも多分、配置上は特に大きな影響はないと思うのですが、通常ですと、出入り口がこちら側の面と、こちらに出入り口がありますね。ですが、深夜の段階はこちらが閉まっていますので、こちらだけで出入りという形になると思うのですが、その点、こちら側の道路への交通への影響というのは特段問題ないのかどうかというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○設置者：南側の別館2のみが夜間営業しております。駐車台数に関しましては、従前店舗もあわせて、前面が140台弱あるのですが、それでも十分可能であると思えます。既に8月28日に開店させていただいてまして、駐車場に関しての問題点がありましたが、十分充足しております。

あわせて、その出入り口が南側のみになってしまいますので、前面道路に関しても、今現在、大きな問題は何も出ていないということで、十分できているのかなというふうに判断しております。

○会長：よろしいですか。

ほかに。はい、どうぞ。

○委員：地元からの意見として、大津市から青少年の健全育成についてということで、地元の関係団体と連携を持つなど、ご意見が出ているのですけれども、何か具体的に協議をされたり、意見交換されたり、対策をとられたりがあるかということ。

もう一つ、地域の住民の方から、届出に当たって音漏れとか、公害とか、ごみの散乱に注意してもらいたいということと、混雑時の整理員の配置とか、右・左折入庫等を実施してもらいたいというご意見があるのですが、既に営業されているということで、これに対して対応されたことがありましたら、お教えてください。

○設置者：今のお話につきましては、8月28日以降営業されてから一切問題はないと、実際に営業されている店長さんが来られていますので、先ほどもお聞きしましたら、問題はないということです。

あと、駐車場の出入りにつきましては、表示をもう一度検査のときに確認しまして、不足があった部分については、新たにわかりやすいような表示を、今回、出入り口に関して、右折禁止というものも追記をしております。

○会長：よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員：駐車場②と③は21時半に閉められると、どういう形で閉められるのですか。

○設置者：手前に、今チェーンで。

○設置者：埋め込み型の上げるやつです。

○設置者：U字溝のバリカーを設置して、お客様の車が行けないような形を。

○委員：既に入っている人は。

○設置者：それに関しては、当然、事前に声かけをさせていただいて。

○委員：既に入っている人で、例えば4持までお店にいたい人は、車は出られるのですか。

○設置者：閉めるときには、一応出しているんですね。

○設置者：そうですね。閉まるところには、今のところ車は残っているという状況がなかったもので、一応声かけして、空いているスペースのほうに全員移動してもらう形になります。

○設置者：現時点では、閉めるときにそういう方がいらっしやらなかったもので、実際探すまでは必要なかったんですけど。

○委員：そういうことは起こり得ないのですか。

○設置者：遅くまでうちに来ようという方が、そっちの方面にとめられるというケースがないと、場所的に離れていますので。

○設置者：うちが施錠していきます。フィリッジさんじゃなしに、閉店後うちのほうが先に帰りますので、確認させていただいてから退出させてもらいます。当然お客さんも、声がすると上がってきます。というところで、状況としては店長さんが一番理解されています。

もしご心配されていることがあれば、運用面で、事前にうちのほうが声かけをさせてもらって案内をすとかの対応はしていくと、今のところは、そういったところまでということ。

○会長：現状では駐車場②と③について、看板等で、ここは21時半までですよという案

内はされているのですか。

○設置者：看板等では。

今までの営業の状況のことですけども、実際には1階の駐車場が130台、それと屋上駐車場の113台、300ぐらいの状況にはなっているのですけども、土・日でも前面の駐車場が埋まるかどうかというぐらいの厳しい状況下にございますので、今おっしゃるような裏まで行かれる車は。

お客様がいっぱいになれば、我々運用側としても、神経をとがらせて対策をさせてもらわないといけないのですけど、今は本当に厳しい状況ですので、そこまでいってないというのが実情ではあります。

○会長：すみません。私もきちんと資料を読み込んでいないのですけども。

○設置者：駐車場①と駐車場②が、当然入り口はそちら側にございまして、裏側にございませので、やはりお客様も入り口側のほうからとめられますので、そこで十分待っているというのが実情です。

○会長：確認したかったのは、駐車場②と③は21時半以降使わないという前提で騒音予測されているのですね、多分。

○設置者：すみません。駐車場②ではなくて、①だけです。

○設置者：後方の駐車場②に関しては、夜間は使わないということです。

○会長：使わないという想定で、騒音予測されていますよね。

○設置者：はい。

○会長：しかし、万一入ってくると結果は変わるんですよね、騒音予測の。

○設置者：21時半で閉めますから、入れないです。

○会長：21時半で閉めちゃうので。

○設置者：先ほど言われた、残っている車に対してどうなのと。

○会長：だけど、残っている車がそこから出てくる。

○設置者：それは21時半のタイミングで出していただくと。

○会長：駐車場②、③のほうを走り回ると、騒音予測も結果が変わりますよね。違うのかな。

○設置者：仮に後方の駐車場②を使っている人は、ミドリさんのほうのお客さんになる可能性が高いのですけども、それは21時に店が閉まりますので、自然とお客さんはいな

くなっていると。現状はいないですね。

○会長：自然といなくなるんだけども。

○設置者：仮に残っていた場合は、ミドリさんが施錠をかけますので、そのタイミングで  
前面へ移動してほしいという案内をすると。

○会長：案内をすると。

○設置者：それが21時半には終了すると。

○会長：既に、そういう運用をされているわけですね。だから、21時半以降に、②、③  
の駐車場で車が走り回るといことはないと。

○設置者：あり得ない。

○会長：あり得ないと。

○設置者：はい、そういうことです。

○会長：ということでよろしいのですね。

○設置者：はい。

○会長：ほかにご質問、ご意見等がありますか。

はい、どうぞ。

○委員：5番のその他のところで、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」  
に基づき、安全で快適な街並みづくりに協力する、と書かれているのですが、具体的  
にはどういったことをされるのか。

○設置者：すみません。もう一度お願いします。

○委員：概要と書いているところですね。

○設置者：その資料は私ども持ってないんです。それは先生方の資料でございます。

○委員：概要というのは、こちらの何かあるんですよね。

○委員：こちらで言うと、10ページの一番上です。

○設置者：すみません、もう一度。

○委員：街並みづくりへの配慮等で、安全で快適な街並みづくりに協力するとありますが、  
具体的にはどういった形で協力されるのかなということ。

○設置者：すみません。今まで商売をさせていただいて、全店で子どもさんたちが、  
SOSの何かあった場合に入っていただく店舗の対応もさせていただいて、基本的には  
夜間、常識的な明かりを駐車場に灯しておりますし、そういったところで夜間、真っ暗

な状態ではなく、その周辺の方が、うちの店舗に何かあれば来ていただくという状況にはなっていると思います。

○会長：今後もいろいろと要請があったら、積極的に協力をいただければということですね。

○設置者：はい。

○会長：よろしくをお願いします。

ほかにご意見、ご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。

意見も出尽くしました。ほかに質問がないようでしたら、建物設置者の方にはご退席いただければと思います。

どうもありがとうございました。

## 審議

○会長：それでは、審議に移りたいと思いますが、何回も言い間違いをしていたかもしれませんが、三洋堂書店さんの近江八幡店の届出内容についてご審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

口火を切って申しわけないんですが、欠席委員から出てきている意見ですけども、先ほども読み上げましたけど、もう一度読み上げますね。

夜間の規制基準を大幅に上回っており、少なくとも住宅側敷地境界において、規制基準以下となるよう、騒音対策が必要だと。それから、近隣に小規模な深夜営業店舗が存在することや、現状で苦情が発生していないことは、大規模店舗としての責務を免れる根拠とならない。20時以降の営業を行うのであれば、小規模の店舗のまま営業を行うべきであると。前の面積に戻してやるべきであるという意見が出ています。

それから、先ほどの防犯体制の話で、欠席委員から、届出者が秋村組、小売業者が三洋堂書店ということで、責任体制の主体はだれになるのかといった意見がありました。

それも含めて、ご審議いただければと思います。

○委員：私、騒音の具体的なところは何もわからないんですが、今のご説明の範囲では、具体的に騒音を減らす対策がどのくらい効果があるのか、よくわからなかったの、何らかの対策をして基準値に収めるというか、基準値以下にさせていただくというような意



見は出しておいたほうが良いような気がするんです。

このまま、意見なしにしてしまうと、基準値を超えてもいいという話になってしまうので、私は何をやったら何デシベル下がるか全然わからないのですが、こうやったら、このぐらい効果がありますというのを考えていただいて、その上でこういうことにしないとまずいのかなという気がするのです。

○会長：私も騒音の専門ではないのですが、ここは45デシベルという、かなりきつい基準ですので、しかも騒音源が自動車走行音ですから、多分対策の打ちようがないんだらうと思います。だから、駐車場を閉鎖するしかやりようがないと思いますね。

実際、予測結果はもっと高くなるし、実測値でも10デシベルとか15デシベルを超えているわけで、これは多分難しいだらうと思いますね。少しでも減らすという努力はできるでしょうけども、これは完全に基準値に収めるというのは難しいですね。

○委員：よくわからないのですが、騒音でも相乗効果というのがあるんじゃないかと思うんです。相乗効果と言うんじゃないな。ここはやかましいから、やかましくしてもいいとか、人間、そういう心理というのは働くんじゃないかと思うのです。

交通による騒音のほうがよっぽど高いのだから、自分たちのところの音はそれほどでもないみたいな、その周辺が静かになれば、交通の音もちょっと静かにしようかなという気に、人間ってなるんじゃないかなと思うんですけど。

○会長：おっしゃるとおりです。ですから、みんなで努力しないといけないので、この店はいいんだと放っておくと、ほかも、まあ、いいやということになるので、そういう面は当然あると思います。

ですので、騒音基準に違反している状態だということは言わざるを得ないと思うんですね。ただし、苦情がないという現状もあることはあるということも、やっぱり踏まえる必要はあると思います。

どのように取りまとめていったら、よろしいでしょうか。

○委員：すみません。教えてほしいんですけど、現状で苦情が発生していないということの現状の値というのは、先ほどの説明ですと、わかったようでわからなかったんですけども、どこに書いてあるんですか。

○会長：資料2の22ページの上から6、7行目で、合成値で54.4、54.6、60.7というふうになっていますが、ここの基準値は45なんですね。ですから、それに対

しては10とか15がオーバーしていると。

○委員：これで苦情がないということですが、ただ、予測のほうは隣の21ページの70とか、71.5になるわけですね。

○会長：はい。

○委員：ただ、現状で苦情が来ないということと、70になっても、また苦情が来ないというのにつながらないです。

○会長：これ確認するのを忘れましたが、多分これは、増床した後の実績値ですよ、騒音測定の実績も。だから、予測のほうはかなり高めに予測されているということです。あるいは、たまたまそれを測定した日が少し低めに出たという可能性がなきにしもあらずで、予測は少し高めだったと。実績のほう、どちらかというと信用できる数字かなという感じですね。

○委員：ちょっと待ってください。増床はこれからですね。

○会長：増床はこれから。

○委員：既にしてしまったら、これはやる意味がないわけです。

○委員：今は1階だけで817平方メートルで営業していて、この数字になっていると。ですから、今回、1,000平方メートルを超えるから届出をしていますと、そういうことですね。

○会長：ごめんなさい、そうですね。

○委員：わからないのは、規制値があって、厳しいのは規制値を超えたらあかんというのが一つのレベルで、ただ、規制値を超えているけれども、周りから、今のところ、苦情が来ていないと。新しく追加でやって、ほんの少しだけ現状からそれを超えると。それであれば、最低限、いいかなと思うのですが、騒音はこのあたりで10増えるというのは、かなり違うと思うんですね、現実問題としては。

だから、欠席先生もそういうふうなことを前提にして、多少きつい表現をされていると思うのですが、こちらの審議会としては、欠席先生がおっしゃっているような形の表現にせざるを得ないのかなという気はするのです。

○会長：増床した後は、今が809平米で、店舗面積を1,600というふうに2倍ぐらいにするんですね。ですので、車の量を倍にすると考えると、多分、数デシベルは上がるのでしょうか。

現状で見ると、住宅地側と隣接しているところについては、騒音が高くなる可能性は少ないですね。地点で言うと、dとかDのところについては多分騒音が増えるということではなくて、a、b、cのところを超えているので、ここが現状の実績よりも少し大きくなるということだろうと思います。

それで、取りまとめなきゃいけないので、私としての案を申し上げさせていただくと、「意見はなし」にして、付帯意見として「周辺からの騒音に関する苦情が出た場合には、速やかに営業時間、あるいは駐車場の運用時間を20時までにするなどの対策をとるよう」にされたい」というような付帯意見をつけた上で、届出内容を認めるというような案はいかがでしょうか。

○委員：苦情が出る前の段階でも超えているわけですよ。なので、どのくらい効果があるか私わからないんですけども、先ほどおっしゃっていた左折入庫にするとか、多少なりとも騒音が減るということであれば、それは苦情が出る、出ないにかかわらず、やっていただくというのがいいかなと思います。

それで、もし苦情がかなりあったら、さらに対策をしていただくと。苦情がない段階でも、何かしていただくという条件はつけたほうがいいかなと思います。

○会長：わかりました。

○委員：ただ、効果が上がるものか、上がらないものかわからないので。

○会長：左折車が、そうなるかどうかかわからないので。

○委員：待ち行列が減るという意味では、減るのかなという気はするんですけど。

○会長：具体策は設置者のほうにお任せするとして、速やかに騒音を低減させる対策をとり、できるだけ基準値に収まるようにし、さらに苦情が出た場合には、速やかに営業時間とか駐車場の運用時間も含めた改善を行ってほしい、というような付帯意見をつけるということで、取りまとめさせていただけないでしょうか。

○委員：それで結構だと思います。

○会長：事務局のほう、それでよろしいですか。

まとめますと、「実績でも基準値をオーバーしていますし、予測値ではさらに上回る可能性が高くなりますので、基準値に収まるように騒音低減対策を速やかに打っていただきたい。さらに、騒音基準をオーバーした状態で苦情が出た場合には、速やかに営業時間の短縮とか、駐車場の運用時間の短縮等の対策を打ってください」というようなこ

とを付帯意見としてつけるということでは、ちょっと厳しすぎますか。

○事務局：まずは、店舗のほうに騒音低減のための自主的な努力を、できる範囲内でやっていただくということ。一方で、周辺住民の方から苦情が出れば、しかも、その時点で（基準）騒音を超えている場合、具体的な対応ということで、より厳しいことにはなりませんけれども、その駐車場の運用時間、あるいは営業時間の見直しというのもしっかり考えてくださいと、そういうことですね。

○会長：そうですね。そういうような付帯意見。

次に、ミドリ大津店の届出内容についてご審議いただきたいと思います。

こちらについては、いかがでしょうか。

○委員：すみません。直接のことじゃなくて恐縮ですけど、騒音の規制というのが、平均的な等価騒音レベルだけでなく、夜間の最大値というものも規制対象になったのは最近なんでしょうか。

○会長：最近といっても、ここ10年はそういうことだと思いますけど。

○委員：最大値というのは、感覚的なものであっても最大になりますよね。ただ、一方で、特に住居のあたりであれば、寝ているときに、たまにでもあれば当然起きてしまうので、睡眠を守るという意味で当然だと思うのです。明け方の4時までやっているような店を住居の近くにつくるということは、これでもって規制するのだという趣旨が本来的にあるんじゃないかというふうに想像するんです。

それは、繁華街みたいな、住居地域でないところであればいいですけども、こういうものを住居が位置するところにつくることはまかりならんということが、夜間の最大値というものを設定した趣旨じゃないかというふうには思うのです。

それで、用途地域というのが、この届出書の資料の3ページのところで見ますと、第二種住居地域と、第一種低層（住居地域）。第一種低層というのは一番環境を守るべきところですね。そういうところに、朝までやっている店をつくる場合には、よほどの騒音対策をとらないと、本来、認めていいのかという気が素朴にはするのですね。ですから、さっきの三洋堂さんのほうは、一応24時。24時でも遅いですけども、明け方4時までというのは、また違うんじゃないかなという気もするんですけど。

○会長：趣旨としては、静穏を求める地域というところですね。それに合わせた基準になっています。ですが、都市計画上とか土地利用上、それを規制することができないので、

多分、立地させざるを得ないのでしょね。

○事務局：営業時間の規制までは求めてないですね。

○会長：あとは、騒音の基準を守れということしか手立てがないのですね。

○委員：騒音の基準を守れなくても、現実に罰則規定もないということですね。

○事務局：罰則はございません。

○会長：ないんですかね。あるんじゃないですか。

その辺は確認が必要ですね。

○事務局：騒音を守るに関してという部分が、ちょっと確認して。ただ、野放しで何をやってもいいというわけでは当然ないし、その限度を超えるようであれば、それに対する一定の対応を求めていただくことが、基本的な考え方ですね。

ただ、冒頭おっしゃった用途地域によって制限されているのは、店舗面積等でありまして、営業時間を朝までやるから、それはだめだというのではなくて、当然そこは営業するにしても、静粛にさせていただく必要があると思います。

○会長：そうですね。

あと、防犯上、朝4時ということになると心配される向きもあるかもしれませんが、その辺はいかがでしょうか。

防犯については、届出書の6ページ、7ページに、こういう対策を打つということは書かれていますので、これをきちんとやっていただければ、多分大丈夫なのではないかと思えます。

○委員：すみません。一つ確認したいのです。届出書の4ページに上の表がありますね。

ここで、c' が準工業地域と書いてあるのですが、図面2のところを見ると、c' は第一種住居地域じゃないんですか。

○事務局：ここの区割りで行きますと、準工業地域。

○委員：確かに図面2の下の方に準工業地域という表示はあるのですが、その上に第一種住居地域とあってわかりにくい。そうか、この一点鎖線が準工業地域。

○会長：一点鎖線が境界ですね。

○委員：表のほうだと、Cは第一種住居地域になっていますね。ああ、そうか。Cとc' は微妙にずれている。

○会長：Cとc' は番号が変則的な打ち方がしてあって、わかりにくいですが。

○委員：なるほど。CはC' 住居地域の基準はここにくるけども、道路を挟むと、減衰して46ぐらいと。そこは準工業地域なので。

○会長：ですので、特に大きな問題はないのではないかという気はします。

どういたしましょうか。

○委員：駐車場②は店舗の真裏になって、その向こうは住宅地になっていると思うのですが、そこは夜は必ず車が通ったりとか、店舗の裏なので、よからぬ人たちが騒ごうと思えば騒げる場所ですので、そこは必ず夜は締め切って騒いだりできないようにするということ。

○会長：ええ、駐車場にも駐輪場も、夜間は使わないという前提で騒音予測もされていますし、立ち入らないということになっている。先ほどもそういう話を設置者が確認していたので、そこはきちんと。

○委員：特に、従来の駐車場には。

○会長：そうですね。特に駐車場には騒音の原因になりますから、ここを走り回らないようにしていく、そういうような運用ですね。先ほどの話だと、「ほうっておいても、だれも入ってこないから、それでいいや」という言い方をされていたので、そこはきちんと管理してほしいということなんですね。

○委員：だから、出るように我慢するとおっしゃっていましたが、きっちり。

○会長：ただ、先ほど説明の中で、そういうお約束をしてもらったつもりですけど、この審議会は公開ですので、ホームページに今喋っていることが載りますから、彼らは一般の場でちゃんとそういう約束をしたということに責任がとれていると思います。

よろしいでしょうか。まとめなければいけないので案を出しますと、総合的な評価として、意見はなしということにしまして、ただ、付帯意見として、今回の届出における営業時間の変更に伴って、周辺住民からの要望とか意見があった際には、誠意を持って対応されたいということで、騒音の問題も防犯の問題も含めて、周辺から要望、意見があった場合には対応してほしいというような意味を込めて、今申し上げたような文面でまとめさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

もう一度言いますと、今回の届出における営業時間変更に伴い、周辺住民からの要望及び意見があった際には、誠意を持って対応されたい。というような文面でまとめさせていただけないでしょうか。

それでは、本日の案件について確認のため審議結果を事務局から、先ほどちょっとまとめてもらいましたが、もう一度確認のために読み上げていただけますでしょうか。

○事務局：それでは、確認させていただきます。

まず、三洋堂書店近江八幡店につきましては、意見はなし、ただし、付帯意見といたしまして、騒音の夜間最大値の規制基準値内で収まるよう速やかに騒音対策をとり、またその後、苦情等が出た場合には運営方法や営業時間の方法について見直しをしていただきたい。

ミドリ大津店につきましては、今回の営業時間の変更に伴い、周辺住民からの要望及び意見等があった場合には、誠意をもって対応されたい。

以上でよろしいでしょうか。

○会長：皆様、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告内容を滋賀県大規模小売店舗立地審議会規定第7条第1項に基づき、本日付で知事へ答申いたします。ご了解願います。

また、知事への答申の案文につきましては、後日改めて委員の皆様にもごらんいただいた上で、答申するというのでよろしいでしょうか。

それでは、これで審議を終わりにして、事務局から報告事項とかがあればお願いしたいと思います。

### 3 その他

○事務局：それでは、本日お手元にお配りしております、当日配布資料①及び②をご覧ください。

まず、浜大津アーカスの新設届出について報告させていただきます。

本日配布いたしました資料①の裏面をごらんください。本県では、大津市からの要請を受けまして、平成23年3月18日付で、大津市浜大津の浜大津アーカス及び琵琶湖ホテルの立地する区域を、第二種大規模小売店舗立地特例区域に指定いたしました。第二種特例区域とは、県が中心市街地活性化のために必要と認められる場合、中心市街地の区域全部または一部を第二種特例区域に指定し、大型店の迅速な立地促進ができるよう手続の緩和を認めるなど、大店立地法の特例措置でございます。

下の図にもありますとおり、第二種特例区域に指定されますと、大型店の出店を行う

場合、新設届出及び住民説明会の開催のみで出店が可能となりまして、審議会に諮問し、県の意見提出を行う等の手続は不要となります。

続きまして、表の面をごらんください。第二種特例区域の指定を受けまして、浜大津アーカスは以前まで1,000㎡以下、993㎡で営業を行っておりましたが、新たに1,325㎡に増床し、1,000㎡を超えたため新設届を提出されました。また、地元説明会は6月28日に開催されまして、19名の住民様にご出席されました。届出と説明会の手続を経ましたので大店立地法に基づく手続は終了となり、現在は既に増床新設されております。

続きまして、当日配布資料②をごらんください。前回の審議会で委員様から、フタバヤの変更届出に関しまして、同じ工業、準工業地域であるのに対し、等価騒音レベルの環境基準が異なるのはなぜかといったご質問がありましたので、この場でお答えさせていただきます。

指針で基準値を決めるに当たって参考としております騒音に係る環境基準では、工業地域、準工業地域の基準値は通常、昼間が60デシベル以下、夜間が50デシベル以下と定めておりますが、騒音に係る環境基準には、工業地域のうち車線を有する道路に面する地域では基準を昼間は65デシベル、夜間が60デシベル以下とする規定がございますので、店舗によって基準値が異なる結果となっております。

報告は以上です。

○会長：報告ということですので審議ではありませんけども、質問等があれば、よろしくお願ひします。

○委員：当日配布資料②の用途地域と基準値の関係、工業地域、準工業地域は逆じゃやないですか。準工業地域の住居地域に近いわけですね。だから、そっちのほうの基準値が高いのはちょっと変だと思うんですけど。

○会長：そうですね。

○事務局：典型的には、工業地域と準工業地域は一緒になっておりまして、環境基準は同じデシベルになっております。フタバヤ長浜店については高い数値を示しているんですけども、その地点が車線を有する地域ということで、その地点のみ65デシベルと60デシベルとなっております。

○委員：車線というのは、どういうことですか。



○会長：道路に面したところは基準が違うんですね。

○委員：道路なので、民家のすぐそばでないと、そういう意味ですか。

○事務局：そうですね。

○委員：じゃ、準工業地域だから高いのではなくて、車線だからと。

○事務局：車線があるからということです。

○会長：ほかに、質問はございませんでしょうか。

なければ、これで終わります。

それでは、事務局から連絡事項があればお願いしたいと思います。

○事務局：次回以降の審議会の開催日程について、お知らせいたします。

年度末までに、あと2回開催を予定しておりまして、おおよそ1月下旬から2月上旬に1回、あと年度末・3月末に1回を予定しております。後ほど日程調整等させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長：よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を閉会としたいと思います。ありがとうございました。

○事務局：本日は長時間にわたり、ありがとうございました。